

直方市クーリングシェルター募集要項

1 目的

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（以下、「改正適応法」という）により、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という）を市町村長が指定できるようになりました。

本市では、熱中症から市民の健康を守るため、市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定します。

ついでには、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

また、改正適応法第21条に基づき、指定した施設の管理者と市長との間で協定を締結し、本市ホームページにて指定した施設の情報を公表させていただきます。

2 実施内容

市民が暑さをしのぐ場所として当該施設管理者は以下の内容の実施に努めます。

- (1) 各施設の出入り口や該当箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルターとわかる案内表示を行うこと。（ポスター、ステッカー等）
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
- (3) 休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理

3 応募資格

応募資格は市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 公表している解放可能日において熱中症特別警戒情報が発表されたときに当該施設の指定箇所を住民その他に開放することができること。
- (3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること。

(4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。

4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

なお、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じます。

5 募集期間及び応募方法

【応募期間】 随時受け付けを行います。

【応募方法】 応募様式に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかによって以下の提出先に提出してください。

6 提出後の流れ

応募様式提出後の流れは以下のとおりです。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市HP等）
- (4) クーリングシェルター運用開始

7 物資の配布、情報の提供

市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) 熱中症予防に関する啓発チラシ
- (2) 熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供（翌日の最高暑さ指数の予測値を判断し、午後2時頃に発表されます。）

8 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の3か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

9 その他

上記で定める以外の事項は下記により定めるほか、都度、各施設管理者と協議のうえ定めます。

- (1) クーリングシェルター選任の人員配置はありません。
- (2) クーリングシェルター指定による休憩用いすの購入や開放時冷房使用電気代、既設給水機の使用料等の費用助成はありません。
- (3) クーリングシェルターを利用した避難者が施設等に損害を与えた場であっても、市は損害賠償の責任を負いません。
- (4) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

【提出先及び問い合わせ先】

上下水道・環境部 環境政策課 環境政策係

住所：直方市殿町7番1号

電話番号：0949-25-2123

FAX : 0949-25-2548

電子メール：n-kankyo@city.nogata.lg.jp